

熊本大学大学院法曹養成研究科
平成25年度第2期募集 法律科目試験問題

行政法

平成24年10月28日（日） 13:00～15:00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は2枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして、2枚の解答用紙（裏面も使用）に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】 A市が、市営バス事業を行うために道路運送法4条1項に基づく許可を申請した、という事例について、参考条文を読んで設問に答えよ。(配点：40点)

設問1 B地方運輸局長がこれを許可したとする。この場合において、行政庁はどこか。行政庁の定義を述べた上で、適宜参考条文に言及しながら、8行以内で説明せよ。

設問2 設問1の許可が講学上の「行政行為」に該当するというを、10行以内で説明せよ。

設問3 参考条文としては掲げていないが、道路運送法8条は、特定地域のバス旅客輸送力の供給が需要を著しく上回っている場合に、「緊急調整措置」として同法4条1項の許可をしないための根拠と手続を定めている。もし、この条文が存在しなかった場合に、「A市域にはすでにバス会社が多く参入しており、新規参入は既存事業者の経営を悪化させ、赤字路線からの撤退を招き、利用者の利便を損なう恐れがある」という理由で不許可にすることは、許されるか。裁量の有無と限界の観点から論じなさい。

[参考条文]

道路運送法1条

この法律は、…道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

道路運送法4条1項〔注：本条は同法第二章に属する〕

一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

道路運送法6条

国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 三 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

道路運送法88条2項

第二章及び第四章から第六章までに規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

道路運送法施行令1条1項

一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法（以下「法」という。）第二章

及び第四章に規定する国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

- 一 法第四条第一項の規定による事業の許可 [カッコ書き省略]
〔二号以下省略〕

以上